長屋王家のお支払い

馬場　基

Ⅰ　はじめに

長屋王家の活動は、封戸や所領といった家産からの食料や物品、労働力によって支えられていた。そして、こうした納入品ではまかない切れない部分については、平城京の都市機能を媒介としての調達などが行われ、こうした場面では対価の支払いが発生していた。

長屋王家のお支払い事情を垣間見てみたい。

Ⅱ　長屋王家のお支払いの状況

長屋王家木簡から、対価を支払っている木簡を、支払い画面ごとに整理したものが表１である。木簡庫データベースから、長屋王家木簡中で釈文に「直」「値」「価」「功」「沽」「買」「功」「賃」字を含むものを抽出し、さらにその中から支払い行為が整理した。印象論であるが、思いのほか支払い事例は多くない。

次に、どのような対象に対して支払いをしているのか、整理したのが表２である。表１での「数の少なさ」からみると、それなりに種類が多い。そして、これらの傾向を、正倉院文書からうかがわれる写経所等の様子[1]などと比べると、いくつかの特徴が指摘できる。多様な検討が可能だと考えるが、本稿では以下の４つの特徴に注目し、考察を巡らしたい。

①購入・支払い対象として、米・塩・酒が少ない

②土器類の購入はそれなりにある

③労働対価としての支出が多い

④多様な支払い手段が存在する

Ⅲ　米と塩と酒

まず、米・塩・酒に注目しよう。このうち、米の購入に関わる事例は、長屋王家木簡中に一点あるものの、削屑で、かつ具体的な内容はわからない。米・塩・酒は、実質的には長屋王家では購入事例がない、と言ってよいだろう。米・塩・酒は、写経所等では購入しているが、長屋王家では購入していないものということができる。

表 1　長屋王家木簡の中の買い物事例

	釈文	支払い表現	支払い手段	購入物	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
1	・←三嶋〇田人〈〉＼□□〔嶋ヵ〕□□〇同〈〉 ・〈〉〇□□□□□□□〔米肆拾陸斛ヵ〕□＼〇春人功加充〇和銅八年二月十六日＼〇書吏	功	不明	労働	238	(24)	3	11	城21-11上（69）
2	・小子十六口米一斗六升尼二口米五升薪三荷直〇◇ ・米九升右米三斗〇十二月六日廣嶋〇◇	直	米	薪	296	27	3	11	城21-19下（177）
3	・十月八日瓮直四文知若§廿九日春日二文大書吏＼〇九月廿一日〇嶋大国栗直用余銭廿七＼〇§大春日旦臣六文§人功一文 ・〇§即日釘直三文〇§十月三日柏直二文＼文〇〈〉＼〇§廿二日薪直四文〇廿三日丈部黒麻呂十文	直	銭	土器他	156	23	5	15	城21-29下（302） （城28-45上）
4	・十月八日瓮直四文知若§廿九日春日二文大書吏＼〇九月廿一日〇嶋大国栗直用余銭廿七＼〇§大春日旦臣六文§人功一文 ・〇§即日釘直三文〇§十月三日柏直二文＼文〇〈〉＼〇§廿二日薪直四文〇廿三日丈部黒麻呂十文	功	銭	労働	156	23	5	15	城21-29下（302） （城28-45上）
5	・十一月四日店物〇／飯九十九笥／直九十九文〃〇別笥一文 ・酒五斗直五十文〇／別升一文／右銭一百卌九文〃	直	銭	飯・酒	138	15	3	32	城21-29上（301）
6	・片岡進上蓮葉卅枚〇持人都夫良女〇◇ ・御薗作人功事急々受給〇六月二日真人〇◇	功	不明	労働	230	25	2	11	城21-９上（42）
7	・◇余慶□□〔造始ヵ〕人功給遣銭百十二文〇別移務所下総税司田辺 ・◇史□□進布五百常之中〇／二百常馬司給〇二百五十常処々田苅／五十常門部王宮給〇人功充給／／附茨田勝五百嶋／／七月七日従〃	功	銭・布	労働	435	36	5	11	城23-５下（６）
8	□□〔申請ヵ〕若翁御瓜直米四升／受□足／〈〉廣嶋〃〇◇	直	米	瓜	175	26	1	11	城25-10下（91）
9	・山背御田十町〇可佃人功→ ・今薗遣四百卅三	功	不明	労働	(168)	(9)	5	19	城25-26上

	釈文	支払い表現	支払い手段	購入物	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
10	・◇十一月五日店物〇／□〔飯ヵ〕九十四□〔笥ヵ〕／価九十四文／／ ・◇酒五斗直五十文＼□□□□〔百卌ヵ〕四文〈〉	直	銭	飯・酒	123	(17)	3	81	城27-14下（174）
11	・◇十一月五日店物〇／□〔飯ヵ〕九十四□〔笥ヵ〕／価九十四文／／ ・◇酒五斗直五十文＼□□□□〔百卌ヵ〕四文〈〉	価	銭	飯	123	(17)	3	81	城27-14下（174）
12	・十一月八日店物酒四斗上・□直卌五文〇／〈〉／〈〉／／	直	銭	酒	124	18	4	32	城27-14下（176）
13	・直稲八束〇一斗直二束〇◇ ・□足〇◇	直	稲	不明	195	32	3	11	城27-15下（185）
14	・〇山寺麦縄価 ・←日作	価	不明	麦縄	(127)	22	4	81	城27-15下（190）
15	・←斗〇／大許進九百卌八文／司□百七十五文／／＼〇□□□〔銭ヵ〕□□〔貫ヵ〕□百三文〇以一文□〔充ヵ〕 ・〇□人乞五文□＼〇□直卅六文藻湯直七文＼〇□万呂進銭卌□出雲安万呂	直	銭	海藻	(149)	(60)	5	81	城27-15上（180）
16	直銭五十六文	直	銭	不明	(86)	(18)	5	81	城27-15上（184）
17	恥直□文	直	銭	土器				91	城28-36下(1469)
18	斤〇価二百文	価	銭	不明				91	城28-37下(1512)
19	価銭	価	銭	不明				91	城28-37下(1517)
20	沽使	沽	不明	不明				91	城28-37下(1519)
21	沓四足直六	直	不明	沓				91	城28-37上(1491)
22	直銭三文	直	銭	不明				91	城28-37中(1503)
23	直銭十六文	直	銭	不明				91	城28-37中(1504)
24	易＼進出直銭	直	銭	不明				91	平城京１-1080
25	直銭	直	銭	不明				91	平城京１-1083
26	功車賃	功	不明	労働				91	平城京１-1088
27	功車賃	賃	不明	労働				91	平城京１-1088
28	六十人功〇〈〉	功	不明	労働				91	平城京１-1092
29	壱斛□〔価ヵ〕	価	不明	不明				91	平城京１-1162
30	□□〔買ヵ〕□□	買	不明	不明				91	平城京１-1172
31	・◇以大命宣〇／黄文万呂／国足／／〇朱沙□〔者ヵ〕□ ・◇朱沙矣価計而進出〇／別采色入筥今／／	価	不明	朱沙	(208)	22	2	19	平城京１-142

	釈文	支払い表現	支払い手段	購入物	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
32	・大命〇符〇田辺黒万呂〇／□〔飛ヵ〕〈〉□□沽椋一間直計□〔買ヵ〕田／〈〉□田司／ ・□□□〇□〇□	直	不明	田か	（277）	39	4	19	平城京１-144
33	・◇朱沙〇金青〇白青〇右三→＼〇□□丹□ ・◇其価使解〇／附春日□□〔川原ヵ〕□／	価	不明	朱沙	（117）	25	2	19	平城京１-153
34	・◇移務所〇／山背御田芸人功卅六常〇田苅人功／〈〉／ ・◇〇／〇□月〈〉／扶〇従廣足／	功	布	労働	224	（20	3	11	平城京１-160
35	・□□〔肆ヵ〕□下□□□ ・／直〈〉／〇□／□月廿一日／〇／扶／	直	不明	不明	（113）	19	2	81	平城京１-170
36	・〈〉□□□□〔五升直銭ヵ〕・廿四文〈〉	直	銭	不明	105	16	4	31	平城京１-213
37	□〔買ヵ〕布二端〇々別卅八文	買	銭	布	206	（20）	2	81	平城京１-215
38	・四月十二日□□□□〔五古ヵ〕海藻運仕丁廝五人功五文／石角／少書吏／〇十三日□□＼二□□＼〈〉文／甥万呂／大書吏／〇〈〉五文〈〉＼〇□□津守〇石角〇〈〉◇ ・〇〈〉人□□文〇／田主／□書吏／〇□日丹〈〉廝四人四文〇／豊〈〉／〈〉／＼遣□四文〈〉＼五月六日〈〉廝六人〇／豊□／少〈〉／◇	功	銭	労働	262	36	3	11	平城京１-216
39	薪直米三升／受即／〇十二月廿一日稲虫書吏／〇◇	直	米	薪	155	30	3	11	平城京１-312
40	・寺□〔造ヵ〕人功 ・長一丈三尺	功	布	労働	（111）	（20）	4	81	平城京１-464
41	□始市買米	買	不明	米				91	平城京１-985・平城京１-1274（城45-28下）
42	・都祁氷室二具深各一丈／廻各六丈／〇取置氷〇／一室三寸／一室二寸半／〇令被草千束〇／一室各五百束／〇苅廿人〇／一人各五十束／功応給布三常〈〉〇／〈〉／〇米四斗塩一升〇戸加須加比二具応造鉄二斤 ・〇和銅五年二月一日火三田次	功	布	労働	1250	105	5	11	平城京２-1719

	釈文	支払い表現	支払い手段	購入物	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
43	・交易進○／瓮七口○油坏百卌三口／奈閇八口／ ・○右五十八物直銭十文○／直丁末呂／「稲積者腹急□在」／【「故□〔不ヵ〕得□〔参ヵ〕出□侍」】／	直	銭	土器	204	(34)	3	81	平城京２-1723
44	・片岡交易進上○／阿射美十二尺束／布々伎二尺束／○右十四尺束／直廿八文／一束各二文／駄二匹〈〉 ・○四月十二日道守真人	直	銭	蔬菜	(361)	(36)	6	81	平城京２-1743
45	□文之中麻裳直□〔百ヵ〕文薄幡直□文	直	銭	繊維製品	(190)	30	5	81	平城京２-1785
46	◇米運功布十常○／四常者車借用／遣六常前遣一常右七／◇	功	布	労働	(181)	24	5	19	平城京２-1786
47	・二月十三日価食銭五十文 ・○進秦刀良	価	銭	食	125	16	4	32	平城京２-1791
48	・□□〔月ヵ〕十□日□□〔価食ヵ〕 ・○進秦刀良	価	不明	食	132	14	4	32	平城京２-1792
49	・□六升直到綿五斤 ・【此冬□□□】里□	直	綿か	不明	(90)	19	4	81	平城京２-1794
50	・◇員方王子米六升○／□□／・◇○薪直三升／○受即／十二月十二日〈〉／	直	米	薪	139	22	5	33	平城京２-1840
51	・若翁大御弓直三文・瓮直二文受越万呂	直	銭	弓・土器	157	16	6	32	平城京２-1848
52	□〔直ヵ〕二文	直	銭	不明				91	平城京２-3326
53	其価	価	不明	不明				91	平城京２-3328
54	□〔賃ヵ〕銭七十五文	賃	銭	不明				91	平城京２-3333
55	□〔賃ヵ〕銭□□	賃	銭	不明				91	平城京２-3337
56	□直□〔銭ヵ〕	直	銭	不明				91	平城京２-3338
57	□并直三	直	不明	不明				91	平城京２-3339
58	□□□〔直米ヵ〕	直	米	不明				91	平城京２-3954
59	□価□	価	不明	不明				91	平城京２-4341

表 2　買い物の内訳

購入品		事例数	合計
土器類	瓮	3	6
	油坏	1	
	奈閇	1	
	瓫	1	
繊維製品	麻裳	1	4
	薄幡	1	
	布	1	
	沓	1	
蔬菜・食品	布々伎	1	
	阿射美	1	
	柏	1	
	栗	1	
	海藻	1	

購入品		事例数	合計
蔬菜・食品	瓜	1	8
	麦縄	1	
	米	1	
そのほか	薪	4	9
	朱沙	2	
	釘	1	
	大御弓	1	
	田・椋	1	
労働	労働	12	12
販売	飯(販売)	3	7
	酒(販売)	4	
不明		20	20
		66	66

長屋王家でこれらの物資を購入していない理由は、封戸や所領からの現物の貢納によって、必要量がまかなえていたことによる、と考えられる。長屋王家からは、全国から白米の木簡や、「一石」といった通常の米荷札―白米なら五斗（一俵）、庸米なら五斗八升もしくは六斗―とは異なる単位も見られ、納入させている米の形状・品質の多様性や、地域との独特の強い結びつきも考えられる[2]。また、所領からの米納入も、木上司を中心に事例が多い。

塩は、周防国大島郡からの木簡が多く確認されている。同地に長屋王家（もしくは高市皇子家）の封戸があり、大量の塩を供給していたと見られる。また、讃岐国綾郡とも深い関係が想定され、この地域からの塩の供給もあった。瀬戸内海に点在する封戸等から、十分な量の塩が供給されていたと考えられる。

酒は、その原料となる米は上述のように十分な確保・供給が想定できる。長屋王家ではそれに加えて、麹や醸造用具・醸造技術を確保していたことが、邸内での醸造を伝える木簡からしることができる[3]。具体的な醸造工程を伝える木簡は一点のみだが、「酒司」の語が見えることから、恒常的に醸造を行っていた可能性が考えられるだろう。なお、大型の瓶は耐久消費財であり、一度確保すればある程度長期間利用できるが、麹は安定した管理が必要である。麹の管理も独自に行っていたのか、造酒司との協力・補助関係があったのかは不明だが、雅楽寮から倭舞の名手の派遣を依頼された事例[4]に見られる様な長屋王家内の技術蓄積を踏まえると、長屋王家内で麹の管理もしていたと想像しておきたい。

そして、長屋王家が、飯・酒という米の加工品を販売している点に注目したい（表１－３・10など）。長屋王家で消費しきらない余剰の米を用いて、加工品を平城京に供給し収

益化していたのである。これは、長屋王邸が存在していた「平城京」という都市の側からみれば、米そのものおよび米の加工―技術・労働力、加工用資源含め―が長屋王家から提供されていたということである。言い換えれば、平城京の都市活動を支える資源が貴族邸宅から提供されていた事例と見做し得る。

米と塩は、律令国家の富の蓄積の中核であり、生命維持の中核として都市を支える物資であった。米と塩を中核とすることで、都城への人口集中が実現し、大規模な造営も含めた都市活動が実現した[5]。そして、平城京と長屋王家の関係という視点で考えると、こうした都市・市場があればこそ、長屋王家は余剰の物資を収益化することができたのは確かであるが、平城京の活動・生命維持の中核的な物資の供給という点から見ると、長屋王家は都市・平城京に提供する側、支える側であった。

一方、写経所は米・塩・酒を購入に頼っていた。写経所は、平城京の都市機能に依拠して活動する組織であったといえるだろう。

Ⅳ　土器類の調達環境

土器類を購入している、という点では、長屋王家・写経所で共通する。ただし、長屋王家木簡中で土器の購入に関わる木簡は４点のみである。事例としても少ない上、これで邸宅内で必要とされるすべての土器がまかなわれていたとは考えにくい。そして、この少ない事例を詳細に観察すると、興味深い状況が浮かび上がってくる。

購入内訳を見ると、瓶類が４件、鍋が１件、坏類が１件となっている。点数的には坏類が突出するものの、購入頻度という点では瓶類が多い。坏類は、油坏のみであり、日常的な食器の購入という様相ではない。さらに、この油坏を購入している木簡には気になる点がある。それは、

・別筆で「稲積」が急な腹痛で参上できない旨の書き込みがある。

・「稲積」は長屋王家木簡中でそれほど頻出する人物ではない

という２点である。前者から想定される事態は、稲積自身が物品の受け渡し・収納等に立ち会わなければならなかったらしいことと、それは先送りできない（腹痛が治まるまで待てない）一定程度以上急ぎの案件だったこと、の２点である。長屋王家木簡中で、物品購入時には、購入費の支給責任者が署名する事例は多いが、受け渡し・収納に至るまで管理する状況がうかがわれる木簡はこの１点のみである。２点目の、稲積という人物が、長屋王家木簡中で頻出する人物ではない点も合わせると、この木簡で実現された物品調達が、日常的なそれではなく、特別、あるいは臨時的なものだった可能性が想定できるだろう。つまり、何らかの突発的事情―仏教法会など―で急遽必要となり、買いそろえた可能性が

高いと考える。つまり、長屋王家木簡を見る限り、長屋王家では食器類の日常的な購入は行っていない。

さて、土器類は、年間２割の損耗がみとめられており[6]、一定程度破損することが古代社会では通例であった。従って、必要とされる点数の多い坏類など食器類については、かなり恒常的な補填が必要だと考えられる。だが、上述の様に、長屋王家木簡には日常的な食器類購入の痕跡は見いだせない。長屋王家では、自前で土器生産を行っていたことが想定されているが[7]、食器類の確保において、こうした平城京の都市的な流通機能に依拠しない調達が、大きな比率を占めていた可能性が考えられる。

一方、瓶類は一回あたりの購入点数は少ないものの、購入頻度では食器類を大きく上回る。瓶という大型の製品の特性から、邸内で必要とされる数量や、その耐用年数も想定すれば、瓶類は比較的恒常的に購入していた可能性を考えることができるだろう。

さて、価格で考えると、瓶類の方が坏類よりも高価で、天平宝字年間ではおよそ４～５倍ほどの価格となっている（大日古十六－487）。瓶類の方が大きく、土の使用量が多く、さらに大型製品作成・焼成の困難さや、輸送コストが反映されていると想定できる。例えば、現在須恵器復元実験をするなかで、安定した成形の困難さが指摘されると同時に、十分な大きさの窯がないため、大型の瓶の復元はできない、という状況が発生している。

つまり、瓶類は坏類より、技術的にも、設備的にも、また確実な輸送という点でも、高度なものが要求される。こうした事情が、長屋王家が、坏類は一定程度王家内の生産―あるいは封戸からの貢進も―等、家産内部での調達でまかなえた一方、瓶類など大型で特殊な製品を外部から調達したを行った理由だと考えられる。

写経所は、恒常的に市場から食器も含めた土器の調達をしていた。土器類を購入していた、という点でみると、長屋王家も写経所も平城京の都市機能に依拠して土器類の確保をしていたように見えるが、すべてを平城京に依存していた写経所にくらべると、長屋王家では瓶類など特殊な製品のみを市場に依拠し、数的には大多数を占める食器類は自前で調達していたと見られ、両者は大きく異なっている。

また、この状況を都市・平城京という視点で考えると、平城京には高度な手工業製品を供給できる力が存在していた点が再確認できる。その背景には、土器類の集約的生産体制が、京・畿内で構築されていたことがある、と推測する。

Ⅴ　労働力をめぐって

長屋王家の支払い件数を木簡でみると、労働者への支払いは最も比率が高い。古代の労働力編成については、櫛木謙周氏の研究があり、長屋王家木簡にみえる「雇」についても

優れた整理と検討がなされている[8]。氏の研究を参考にしながら、本稿の関心に従って考えてみたい。まず、長屋王家木簡中から、「雇」という語が含まれるものを抽出した（表3）。従事していた業務は、採取など何らかの理由で、邸外のどこかに派遣された事例、手工業生産に関連する事例が多く、耕作や、掃除などの邸内での活動事例も散見する。

さて、これらの木簡では、米が支給されている。基本的には2升である。2升は、標準的な一日の食料支給量である。実際に食べなかった分は「不食米」として支給されていた事例もあり、単なる食料にとどまらない給与的な側面も有していたと考えられるものの[9]、理論上は給与として支給ではない。「雇」には給与が支払われていない。

一方、給与と見られる「功」字の記載がある木簡をみてみよう（表4）。「功」は労働量を示す単位だが、長屋王家木簡ではその労働に対応する支払いを意味しているとみられる[10]。ここで給与が支給されている労働は、各地の所領における労働と、運送に関するものが多い。この傾向は、「雇」字の木簡で、採集などに派遣されている事例が多い点と共通する。また掃除が出てくる点も共通し、「雇」の場面と「功」の場面には一定の類似が見いだせるだろう。外部の労働力に依拠しているのは、車など特別な装置の保有と維持が前提となることもある輸送や、短期間に大量の労働力が必要となる農繁期の農作業、そのほか臨時の場面など、特殊な技術・設備や、通常確保している労働力を超えた労働量が必要となる場面である。

なお、こうした点から考えると、手工業生産の際に「雇」が発生しているのは、「鋳物

表3　長屋王家木簡中の雇の事例

本文	業務	支払・支給	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
◇葛取使雇人一口米二→	葛取	2升か	（158）	38	3	39	城27-12下（140）
・◇秩師二口帳内一口雇人一口右四人米七升〇◇ ・◇受宇万呂〇八月十四日石角〇書吏〇◇	帙関連関連	4人で4升	185	25	3	11	城27-11上（116）
馬司雇人	馬司関連	？				91	城28-9中（282）
・◇薪取使雇人一口米二升〇受手子〇八月□□日□□ ・◇〇【「〈〉」】	薪取	2升	203	18	2	81	城27-12下（141）
・須理作雇一人米二升 ・「縁食食食□□□」	須理作	2升	145	25	2	11	城27-12上（130）
・◇都祁遣雇人二口五升帳内一口一升受 ・◇智□〔善ヵ〕〇九月廿六日〇石角〇書吏	都祁派遣	2.5升	148	21	2	11	城23-9上（57）
・◇須理作□〔雇ヵ〕一人米二升〇受〈〉 ・◇十一月一日川原□「受受」	須理作	2升	162	22	2	11	城27-12上（131）
・◇柏取雇一口米二升受□□ ・◇〇□日〇／□□□〔黒万呂ヵ〕〃	柏取	2升	195	24	3	11	◎平城京1-314

本文	業務	支払・支給	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
・◇土師女三人瓮造女二人雇人二→ ・◇受曽女〇九月六日三事〇□□〔大嶋ヵ〕	土器制作下働き	1升か	(161)	24	2	19	◎平城京1-333
・五月□日〈〉（｛｢§□□＼〇□＼〈〉＼五｣｝を重書） ・【｛｢□＼§御□＼§海□＼§□〔雇〕＼大｣｝】	不明	?	(15)	(93)	3	81	◎平城京1-614
・工司〇／大宮石□〔運ヵ〕雇人／五口一□〔斗ヵ〕／〇◇ ・〇二月廿一日〈〉万呂／〇／稲虫書吏／〇◇	石運	2升	151	29	2	11	◎平城京1-317
・｛〇□万＼｜＼〇□＼｜＼〇□＼｜＼〇□＼｜＼〇＼｜＼□升＼｜＼〇二＼｜＼〇□＼｜＼〇□＼｜＼〇五＼｜＼〇甥＼｜＼〇白＼｜＼〇□＼｜＼〇升＼｜＼〇□＼｜＼〇五＼｜＼〇升＼｜＼〇＼｜＼□□〔受〕＼｜＼〇□＼｜＼□＼｜＼〇万＼｜＼〇甥｝ ・【｛升＼｜＼□□＼□＼｜＼万呂＼｜＼人□〔米〕＼｜＼〇受＼｜＼人鎌＼｜＼□□＼｜＼〇升＼｜＼〇半＼｜＼〇□＼｜＼□上＼｜＼□＼｜＼石＼｜＼床＼｜＼雇＼｜＼田□＼｜＼□□＼｜＼米＼｜＼半＼｜＼師＼｜＼□□＼升＼｜＼受□＼｜＼□五＼□〔吏ヵ〕＼｜＼〇□＼□＼〇□＼｜□角＼｜＼□□〔米ヵ〕｝】	不明	?	(10)	(395)	5	81	◎平城京1-598
・雇人□・□□	不明	?	(68)	(15)	2	81	◎平城京1-335
・□司雇人二口米□四升〇◇ ・〈〉□米二升帳内二口二升〇／〇十一月一日□□□〔万呂ヵ〕／受龍万呂／〇書吏／〇◇	不明	2升	213	31	2	19	◎平城京1-304
・◇□□〔掃守ヵ〕雇人〈〉 ・◇□	清掃	?	(110)	(14)	4	81	◎平城京1-321
・□雇 ・□〇□	不明	?	(26)	(11)	2	81	◎平城京1-560
口雇	不明	?				91	◎平城京1-1123
□一雇人	不明	?				91	◎平城京1-690
□□〔雇人ヵ〕	不明	?				91	◎平城京1-691
□雇□〔廝ヵ〕	不明	?				91	◎平城京1-689
雇人	不明	?				91	◎平城京1-692
・□〔掃ヵ〕守雇人一口米二升西宮少子一 ・米半升〇／受□〔古ヵ〕万呂／〇正月七日〈〉／〇友瀬	清掃	2升	179	(21)	2	43	平城京2-1928
・◇〇□女＼土師女三口雇人二人米一斗受小逆 ・◇〇七月廿七日三事〇甥万呂	土器制作下働き	2升	233	28	2	11	平城京2-1976

本文	業務	支払・支給	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
・◇竹野王子山寺遣雇人米二升□〔受ヵ〕□ ・◇古万呂○□□□□〔十月八日ヵ〕□麻呂□□〔家令ヵ〕	山寺派遣	2升	198	(12)	2	81	◎平城京2-1829
・移○山背御薗造雇人卌人食米八斗○塩四升可給○／軽部朝臣三狩充／奴布伎〃○◇ ・／山背使婢飯女子米万呂食米一斗五升／充〃○和銅五年七月廿日大書吏／○／扶〃○◇	御園耕作	2升	427	38	4	11	平城京2-1710
・山処申彼塩殿在□米四斗二升所給進上 ・雇人狛人少万呂／又申雇人給食物都無故録状謹／申急〻処分可垂給十一月十五日田辺大□〃	不明	?	250	29	5	11	平城京2-1715
・鏤盤所○／長一口米二升○銅造一口二升半／帳内□〔一〕口一升○雇人二口四升〃○右五人米九升半受龍万呂◇ ・○十二月廿六日○阿加流○稲虫＼○「稲栗」○◇	銅製品製作関連	2升	415	26	8	11	◎平城京2-1951
・秩師二口帳内三口雇人一口右六人米 ・九升○受少比須良女十一月十九日大嶋	帙関連下働き	1．5升/2升	215	24	1	11	平城京2-1959
・秩師一口帳内三口雇人一口右五人米七升◇ ・受麻須良女○十一月廿四日稲虫○◇	帙関連下働き	1．4升/2升	236	28	3	11	平城京2-1958
・馬司雇人一口米一升受二田◇・○九月八日道末呂○◇	馬司関連	1升	168	23	3	11	平城京2-1918
楉取遣雇人□口米四升○／受即／十二月廿六日稲虫〃○◇	楉取	?	182	34	3	11	◎平城京2-1929
・□遣雇人一口米□ ・十二月二日□	某所に派遣	?	(72)	22	2	81	平城京2-1931
・土師女三口雇人一口米八升○／受小逆〃◇ ・○七月十六日○三事○◇	土器制作下働き	2升	207	25	2	11	平城京2-1975
・銅造手人一人○雇廝一人○帳内→ ・升受小逆○十一月廿四日○稲虫	銅製品製作下働き	?	(162)	(15)	4	81	平城京2-1954
〈〉○□〔雇ヵ〕□	不明	?				91	平城京2-3777
米六升雇人一口米	不明	?				91	平城京2-2490
雇□〔人ヵ〕	不明	?				91	平城京2-2489
雇人□	不明	?				91	平城京2-2491
雇	不明	?				91	平城京2-4342
〈〉□〔雇ヵ〕人食□	不明	?				91	平城京2-2493
□雇□	不明	?				91	平城京2-4414
□〔雇ヵ〕人	不明	?				91	平城京2-2492
・鋳物所○鋳物師二人○雇人一口○四升○◇ ・右三人飯一斗二升○／受□万呂／閏月十二日〃○山万呂○◇	銅製品製作下働き	?	213	39	2	11	◎城25-28上（城21-24下(238)・木研11-13頁-(49)）

本文	業務	支払・支給	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
・鋳物師二口飯八升帳内一口二升雇人一口四升〇◇ ・右四人一斗四升受〈〉〇◇	銅製品製作下働き	?	290	29	4	11	城21-24下（239）
・薗作雇人米一升受手子〇◇ ・〇四月二日〇石角〇◇	農園耕作	1升	249	(13)	2	81	城21-10下（65）
雇人一口二	不明	2升				91	城28-9上（279）
□雇人一口□	不明	?				91	城28-9中（280）
・河内□〔絹ヵ〕持雇人米一升半〇受□〇◇ ・〇十七日〇酒人末呂〇◇	運搬	1.5升	(186)	19	3	59	城21-23下（225）
・鋳物師二人雇人一人右三人味物 ・受祢万呂＼〇閏十一月十六日	銅製品製作下働き	?	150	35	2	11	城21-24下（241）
・掃守雇人一口米二升受万呂〇◇ ・〇十二月六日「廣嶋」〇◇	清掃	2升	203	23	5	11	城21-23上（223）
・◇右京職雇民右二人持草十二尺束〇人別六尺束 ・◇□□□〇霊亀元年十一月十九日〇廣嶋	草運び込み	?	306	(13)	3	81	城21-23上（219）
・薗□〔遣ヵ〕雇人米二升寺遣雇人一米一 ・升〇受真山〇廿日〇□〇家令	各所に派遣	?	201	37	3	11	城21-11上（67）
・司掃守一口飯二升雇人一口飯二升受〇◇ ・黒□〇九月九日山麻呂少書吏〇◇	清掃	2升（飯）	235	23	3	11	城21-23上（221）
・□□□□口米一升雇人一口一升右二升受◇ ・〈〉〇十月十二日〇廣嶋〇◇	不明	1升	228	21	3	11	城25-31上（城23-9下（63））
・◇屏風持雇人一口米二升 ・◇俵運雇人四口米四升／受即／〇十一月十□〔二ヵ〕日廣嶋〃	運搬	2升/1升	194	20	3	11	城25-31上（城23-11上（79））
・符□〔智ヵ〕得 ・十一月八日〇雇人給塩□□〔二合ヵ〕	不明	?	(138)	30	5	19	城27-5上（13）
・秩師二人帳内一人雇人一米七升□〔受ヵ〕 ・□〔酒ヵ〕万呂〇十月十日大嶋〇家令	帙関連	2升	(170)	23	2	81	城25-13下（137）
・薗作雇人一口帳内一口三升受〇◇ ・石足十日万呂〇◇	農園耕作	2升	(51)	20	4	19	城25-15下（162）
雇人十一口一斗	不明	1升				91	城28-9中（281）
〇〈〉＼□〔都ヵ〕祁宮造雇人□	工事関連	?				91	◎城28-9中(283)
・◇馬司草持雇人四口米四升受〈〉 ・◇〇三月十五日綱万呂	草運搬	1升	(192)	20	1	19	城27-10下（106）
・◇轆轤□□□〔木切使ヵ〕雇人米二升〇／受□／□万呂〃 ・◇〇□□□□〔八月六日ヵ〕□書吏	木製品製作下働き	2升	172	24	1	11	城27-12上（128）
・米運雇人一口米二升〇受馬手 ・〇八日〇／〈〉／石角〃	米運搬	2升	203	(18)	3	81	城27-12下（139）
・□〔店ヵ〕〈〉雇工三口米六升□ ・〇四月二日許知祖□	不明	2升	(245)	(12)	2	81	城27-12下（138）

表 4　長屋王家木簡中の功の事例

本文	労働内容	支払い手段	寸法（縦）	寸法（横）	寸法（厚さ）	型式番号	出典
・◇余慶□□〔造始ヵ〕人功給遣銭百十二文〇別移務所下総税司田辺 ・◇史□□進布五百常之中〇／二百常馬司給〇二百五十常処々田苅／五十常門部王宮給〇人功充給／／附茨田勝五百嶋／／七月七日従〃	造営・農耕	銭・布	435	36	5	11	城23-５下（６）
・◇移務所〇／山背御田芸人功卅六常〇田苅人功／〈〉〃 ・◇〇／〇□月〈〉／扶〇従廣足〃	農耕	布	224	(20)	3	11	平城京１-160
・寺□〔造ヵ〕人功 ・長一丈三尺	造営	布	(111)	(20)	4	81	平城京１-464
・四月十二日□□□□〔五古ヵ〕海藻運仕丁廝五人功五文／石角／少書吏〃〇十三日□□＼二□□＼〈〉文／甥万呂／大書吏〃〇〈〉五文〈〉＼〇□□津守〇石角〇〈〉◇ ・〇〈〉人□□文〇／田主／□書吏〃〇□日丹〈〉廝四人四文〇／豊〈〉／〈〉〃＼遣□四文〈〉＼五月六日〈〉廝六人〇／豊□／少〈〉〃◇	運搬	銭	262	36	3	11	平城京１-216
功車賃	不明	不明				91	平城京１-1088
六十人功〇〈〉	不明	不明				91	平城京１-1092
◇米運功布十常〇／四常者車借用／遣六常前遣一常右七〃◇	運搬	布	(181)	24	5	19	平城京２-1786
・都祁氷室二具深各一丈／廻各六丈〃〇取置氷〇／一室三寸／一室二寸半〃〇令被草千束〇／一室各五百束〃〇苅廿人〇／一人各五十束〃功応給布三常〈〉〇／〈〉〃〇米四斗塩一升〇戸加須加比二具応造鉄二斤 ・〇和銅五年二月一日火三田次	草刈	布	1250	105	5	11	平城京２-1719
・←三嶋〇田人〈〉＼□□〔嶋ヵ〕□□〇同〈〉 ・〈〉〇□□□□□□□〔米肆拾陸斛ヵ〕□＼〇春人功加充〇和銅八年二月十六日＼〇書吏	搗精	不明	238	(24)	3	11	城21-11上（69）
・山背御田十町〇可佃人功→ ・今薗遣四百卅三	農耕	不明	(168)	(9)	5	19	城21-10下（63） （城25-26上）
・片岡進上蓮葉卅枚〇持人都夫良女〇◇ ・御薗作人功事急々受給〇六月二日真人〇◇	農耕	不明	230	25	2	11	城21-９上（42）
・十月八日瓮直四文知若§廿九日春日二文大書吏＼〇九月廿一日〇嶋大国栗直用余銭廿七＼〇§大春日旦臣六文§人功一文 ・〇§即日釘直三文〇§十月三日柏直二文＼文〇〈〉＼〇§廿二日薪直四文〇廿三日丈部黒麻呂十文	不明	銭	156	23	5	15	城21-29下（302） （城28-45上）
・御薗将作人功速符□符□〔使ヵ〕六月四日真人 ・□〇□持人□	農耕	不明	280	34	4	11	城21-10下（66）

師」等の上位の手工業生産技術者を中心とした技術集団を集団として雇い入れれている可能性も想定できるかと思われる。また、土器生産での雇用は、正倉院文書では土器の制作と粘土の採掘・調整は分業されている事例があり、こうした分業体制の反映とみることもできるであろう。

各地の園地での労働力は、地域社会でかり集められた労働力であり、加賀郡榜示札にも登場するような、農村における労働力確保の一般的様相を反映している可能性を考えてよいだろう。一方、掃除関係や、平城京内の長屋王邸での労働の場合、その労働力の源は平城京内の余剰労働力だったと思われる。平城京との関係でいうと、土器類の調達と比較的類似した様相―基本的なものは自前で調達し、特殊な場合は平城京の都市機能に依存する―が見いだせると考える。

なお、積極的に「賃金」として支払われていない点の理由は不明をせざるを得ないが、想像をたくましくするならば、長屋王家の経営では、労働力は「自前」が本来の姿であり、京内邸宅で外部から雇用するような予算項目・考え方が確立しておらず、「食費」という名目で支出した可能性を提示しておきたい。

写経所で雇い入れている労働力は、下働きや特殊技能保持者とみられ、平城京内で確保されたと考えられる。技能労働者についてみると、長屋王家とも共通する様相が三井田去られる。一方、全体的な傾向としては、より恒常的な労働力の外部依存が進んでいると評価できるだろう。

なお、「賃」は運送関係の木簡でのみ見られる。運賃を意味する語として認識されていた可能性が高い。

Ⅵ　支払いの手段

さて、最後に支払い手段を見てみよう。

写経所では、支払い手段は銭である。長屋王家木簡でも、銭が圧倒的に多い。平城京周辺での、銭の流通状況を反映し、それに依拠した支払い方法だといえるだろう。

ただし、少数ではあるが、稲・米・布といった事例を見いだすことができる。貨幣として銭以外に稲穀や布が用いられていた様相については、三上喜孝氏の研究に詳しい[11]。氏の研究成果のよるならば、都城で銭の使用が多いことは自然であり、むしろ米や布といった事例の存在、特に両者が混在している事態に違和感がある。そこで支払い対象や場面との関係も確認してみると、興味深い事実が浮かび上がる。

まず、布は労働力に対する対価として用いられている。布・銭、および米と労働の関係は、栄原永遠男氏・吉川真司氏・櫛木氏の研究につまびらかな通りである[12]。そして長屋

王家木簡での労働内容は、「処々田苅」「山背御田芸」といった所領での農作業、都祁氷室での草の刈り取り作業、いずれかの寺での造営関連作業、米等の運送、である。物資の購入には充てられておらず、また邸宅内での労働でもない。この様相をみると、労働対価以外の場面において、平城京内では直接的な交換手段として布を用いることはなかったとみることができるだろう。

次に稲・米で支払っている事例をみてみたい。残念ながら、稲が支払い手段となっていると見られる木簡は１点のみで、何に対する対価なのかは記されていないため、稲については事例がある点を指摘できるにとどまる。

米で支払っている５例では、薪３、瓜１、不明１である。支払いの責任者をみると、（秦）廣島２、稲虫・書吏１、不明２である。購入した物品の支給対象では、円方王子１、若翁１、不明３である。なお、若翁が円方王子の可能性も存在する。また、不明のうち１例は少子への支給とともに記載されている。

米での支払いは、担当者に極端な偏りがあり、また物品も薪が多く、さらに長屋王家の血縁者の世界と近いなど、かなり限定的で特殊な場面に限定されるようである。あえて積極的に評価するならば、廣嶋は円方王子および西宮少子への米支給の責任者にもなっている事例もあることから（城25-10上（85））、彼女らの生活維持に深く関わっており、円方王子ー廣島の関わる場面でしかも薪などの郊外で産出する物資の購入に米が使われた可能性を想定できるかもしれない。円方王子が、斎王を務めていた可能性があることとの関連なども深読みしたくなるが、確たる根拠は見いだしがたい。

写経所が銭に依拠した経済活動を展開していたのに対して、長屋王家はかなり特定の場面においてではあるが、米・布を交換手段にもちいていた。ただし、その利用場面はかなり限定的・特殊であった。写経所と長屋王家の違いは、時代による銭流通の差というより、そうした特殊な支払い場面ー各地での農作業への支払いなどーの有無に求めることができると思われる。ただ、平城京において、主たる交換手段の地位を銭が獲得した後も、米や布が選択される場面がその周辺も含めてー都城周辺の銭の流通が濃密な地域も含めてー存在していた点には注意を払う必要がある。

Ⅶ　おわりに

長屋王家のお支払い事情を、追いかけてみた。そこには、貴族の家産機構と、平城京という都市機能の一定の相互依存が存在する様子が垣間見られた。この様子と比較したとき、写経所がほぼ完全に平城京の都市機能に依存して活動していた様子が浮かび上がる。長屋王家の自律性は、お支払いの様子からもより具体的に知ることができるのである。

註

1　吉田孝　1983『律令国家と古代の社会』 岩波書店。
2　長屋王家と封戸の関係は縷々指摘がある。奈良国立文化財研究所　1995『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所　など参照。
3　『平城宮発掘調査出土木簡概報』23、5頁上段（5）では、御酒醸所に勤務する仕丁の名前を列挙するほか、瓶ごとのレシピが書かれている。このほか、平城京木簡1798号などに「酒司」が見えている。
4　平城京木簡156号。
5　阿部芳郎編　2022『季刊考古学別冊38　日本列島の人類史と製塩』 雄山閣　など。
6　営繕令10瓦器経用条集解。
7　前掲註2書。
8　櫛木謙周　1996『日本古代労働力編成の研究』 塙書房。
9　不食米の給与的側面については、拙著　2010『平城京に暮らす』 吉川弘文館　など。
10　前掲註8書。
11　三上喜孝　2005『日本古代の貨幣と社会』 吉川弘文館。
12　栄原永遠男　1993『日本古代銭貨流通史の研究』 塙書房。吉川真司　2022「常布と調庸制」『律令体制史研究』 岩波書店（初出は1984『史林』67－4）。櫛木氏前掲註8書。